

防衛大人権侵害裁判を支援する会

支援する会ニュース 第6号

2017.11.24

発行 防衛大人権侵害裁判を支援する会

〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50エルビービル6階 福岡平和フォーラム内

TEL 092-633-3745 FAX 092-633-3310

Mail peace@fukuoka-forum.jp

第8回口頭弁論（被告「個人・国」連続審理）

防衛大人権侵害裁判第8回口頭弁論が10月16日（月）10時30分より福岡地裁301号大法廷で開かれました。裁判は個人の被告8名に対する裁判と国に対する裁判が連続して審理されました。傍聴参加は57名でした。裁判終了後、報告会及び支援する会第2回総会を開催し、引き続き支援の体制を確認しました。

第8回口頭弁論のポイント／弁護団・赤松秀岳弁護士

弁護士の赤松と申します。福岡県弁護士会、弁護団の団長をしています。9月の終わりに10年近く在籍してきました九大付属の法律事務所から独立して、福岡市東区の香椎というところで赤松法律事務所を開きました。今後も引き続き裁判に全力を尽くして行きたいと思えます。

それで今日の裁判について先ほど佐藤先生とお話しをしていたんですが、裁判長が交代いたしました。はっきり言って驚きました。突然のこの時期に変わるなんて何でなんだと。

裁判長は交代しましたが、基本的にこちらが主張してきたことというのは3人の裁判官に引き継がれているようです。我々にとって決して悪いことではないと思えます。

今日皆さん方も法廷で聞かれたように、裁判長は非常にはっきりと話される裁判長です。前の裁判長とパーソナルティーも違います。それから、何より証人の話を聞く、法廷で証人を呼んで話しを聞く、非常に積極的な裁判長です。

足立裁判長は、基本的にどの裁判もそういうスタンスのようです。我々とはとにかく、被告（個人）や教官を法廷に呼びたいといろんな努力をしてきました。この努力はもしかしたら報われていくのかなと思っています。

まだ決定したことではないと言いましたが、弁論のあとの進行協議でも具体的な日程を今後決めていき

ましよう。もし証人を呼ぶとしたら2ヶ月ぐらいかかる、そのようなとりまとめをされました。

あれだけ反対していた被告（個人）の弁護士たちも、裁判所がそういう方向で考えて行くんだっつらやむを得ない事ですね、というような雰囲気が出つつあります。これが今日の裁判で一番印象に残った事です。

ただ被告（個人）に対しては恐らく争いがある。沢山の点について争いがある被告とそうじゃない被告。責任を認めて和解を望んでいる被告がいますので、本人尋問、証人調べに当たっては時間の掛け方が変わって行くことがあります。

通常は予め「陳述書」というのを出しますが、陳述書の通りと言うことで終わる被告もいれば、被告に対して我々がかかり時間をかけて反対尋問をして、事実を引き出して行くという被告もいる、その濃淡の違いはもしかしたら出てくるかも知れません。

ただ証人調べの実現に向かって一歩前進したということは確かだと思いますので、この機会を捉えて、さらに証人から重要な事実を聞き出せるような雰囲気づくりが大事です。

これは支援者の皆さんが法廷に沢山駆けつけて、こうやって座って頂くと言うことが何よりも重要だと思いますので、引き続きご支援をよろしくお願ひします。

－ 支援する会報告会・第2回総会を開催－



裁判終了後、報告会及び防衛大人権侵害裁判を支援する会第2回総会が、九州キリスト教会館で開催されました。

支援する会は昨年10月4日に結成し、1年を迎えることから、この1年を振り返り、新たな決意のもと、引き続き支援体制を組んで行くことを目的に開催されました。

総会は、末永節子さんの司会で進行されました。

会を代表して石村善治さんより挨拶を受けました。石村代表は「防衛問題は防衛大の学生の問題だけではなく、自衛隊そのもの問題だ。自衛隊員の問題だということで、私は護衛艦さわぎりの「自衛官の人権問題」に関わって現在に至っています。これらの運動の

視点に立ってこれからも支援の輪を広めて行きたい」と訴えられました。

つづいて、前海満広事務局長より、総会議案（右記掲載参照）に沿って提起を受け、そのあと赤松弁護士、佐藤弁護士より裁判の報告と今後の展望について提起があり、質疑、全体討論へと移りました。

質疑・意見については、①九州ブロック支援組織と福岡県の組織の関係、②財政カンパが軸となっているが「会費」制の考えはあるのか。財政づくりの必要性や裁判の意義についての学習会など、③会費の年度はどうなっているのか等々出されました。

出された意見は今後整理をして、ニュースや報告会で論議していきます。



この間の裁判経過

第1回裁判	審理	2016年5月23日(月)	福岡地裁303号法廷
第2回裁判	個人・国	2016年7月11日(月)	福岡地裁303号法廷
第3回裁判	個人・国	2016年10月4日(火)	福岡地裁303号法廷
第4回裁判	個人・国	2016年12月6日(火)	福岡地裁303号法廷
第5回裁判	個人・国	2017年3月6日(月)	福岡地裁301号法廷
第6回裁判	個人・国	2017年6月19日(月)	福岡地裁301号法廷
第7回裁判	個人	2017年9月4日(月)	福岡地裁301号法廷
第8回裁判	個人・国	2017年10月16日(月)	福岡地裁301号法廷

防衛大人権侵害裁判を支援する会第2回総会

【I】 司会挨拶

【II】 支援する会代表挨拶

【III】 弁護団代表挨拶

【IV】 議案提起

一、この一年間の経過

(1) 弁護団の結成 (省略)

(2) 現在の弁護団

①赤松秀岳弁護士、②佐藤博文弁護士、③木佐茂男弁護士、④七戸克彦弁護士
弁護団連絡先 赤松法律事務所

福岡市東区千早5丁目20-1香椎ユーマイビル2棟 502号

●福岡県防衛大人権侵害裁判を支援する会結成<16年10月4日(火)>(省略)

●九州ブロック防衛大人権侵害裁判を支援する会<16年12月12日(月)宮崎市>(省略)

二、活動報告

(1) 裁判・報告会 (省略)

(2) ニュースの発行 準備号/2016年9月10日

1号/2016年10月21日 ~ 5号/2017年10月1日

三、財政報告

(1) 2016年11月14日~2017年9月31日

(2) 収入 *労働金庫 168,790円

*郵便振替口座 61,436円

計230,226円

(3) 収支決算

*230,226円-25,750円(会場代のみ)=204,476円

(4) 次年度繰越金204,476円

四、これからの支援活動

(1) 「自衛官の命を守る親(家族)の会」(「親の会」)への連帯、支援を行う。

(2) 弁護団と密に連携していく。

(3) 裁判傍聴を呼びかける。

(4) 「支援する会ニュース」を発行します。

(5) 裁判の意義を深め広めるために「学習会」を行う。

五、財政活動

(1) 2018年度財政方針 会計年度 2017年10月1日~2018年9月30日

①収入 204,476円(前年度繰越金) 郵便振替61,436円は労働金庫口座へ入金
150,000円(一年間のカンパ金目標)

計354,476円

②10万円の支援を行います。

③カンパ活動

【V】 意見交換

【VI】 閉会挨拶

第9回裁判（口頭弁論）

日時 **12月11日**（月）10時00分

法廷 福岡地裁301号

★報告会/会場「日本基督教団福岡中部教会」（中央区役所横）
福岡市中央区大名2丁目4-36

*裁判終了後、直ちに移動。11時ごろより開催！



◆財政支援カンパ

*郵便振替 一口1,000円（何口でも可）
名称／防衛大人権侵害裁判を支える会
口座／01750-5-145369

*労働金庫

名称／防衛大人権侵害裁判を支援する会
事務局長 前海満広
口座／九州労働金庫福岡県庁前支店
6725504



「情報を共有」フェイスブックにアップ！
「防衛大人権侵害裁判を支援する会」で検索